

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社マドック（所在地 宮城県大崎市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成29年 4月27日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 早矢仕一成 Tel 025-370-6647（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社マドック	宮城県大崎市古川江合錦町2-1-3

2. 指名停止措置期間：平成29年4月27日 ～ 平成29年6月26日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

平成29年3月23日開札の阿賀川河川事務所発注「平成29年度阿賀川河川事務所図面作成及び測量単価契約業務」において、入札価格が調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を実施するための資料提出を求めたところ、資料提出の意思がない旨の書面の提出があり、調査に協力しなかった。

5. 措置理由

上記4. については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 領	期 間
1～14 略 （不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。 16 略	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内